

## 公 告

【物件1】災害対応特殊救急自動車売却について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき公告する。

令和8年5月15日

春日井市長 石 黒 直 樹

### 1 入札案件

- (1) 件 名 【物件1】災害対応特殊救急自動車売却
- (2) 場 所 消防本部消防救急課
- (3) 履行期間 契約締結日から令和8年7月24日まで
- (4) 内 容 別紙仕様書に記載のとおり

### 2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 【物件1】災害対応特殊救急自動車売却を別紙仕様書のとおり確実に履行できること。
- (2) 入札公告の日において、令和8・9年度春日井市入札参加資格者名簿（物品等）（以下「名簿」という。）に登載されていること。
- (3) 入札公告の日時点の名簿に記載されている契約を締結する本店又は営業所の所在地が春日井市にあること。
- (4) 名簿に記載されている営業種目に不用品買受、取扱内容に自動車の登録があること。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (6) 入札公告の日から契約締結までの間において、春日井市建設工事等請負業者指名停止措置要領（平成5年4月1日施行）に基づく指名停止又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (7) 入札公告の日から契約締結までの間において、「春日井市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年3月19日付け春日井市長・愛知県春日井警察署長締結。以下「合意書」という。）に基づく排除措置を受けていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

### 3 別紙仕様書及び契約事項を示す日時及び場所

#### (1) 日時

令和8年5月15日（金）から同月28日（木）までの午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日及び土曜日（以下「日曜日等」という。）を除く。）

#### (2) 場所

春日井市総務部契約管理課

### 4 入札参加申込の受付

別紙仕様書を確認の上、一般競争入札参加申込書を提出すること。

#### (1) 申込方法

##### ア 郵送で申し込む場合

##### (ア) 申込受付期間

令和8年5月15日（金）から同月28日（木）まで

※ 申込受付期間末日までに送付先必着

##### (イ) 送付先

〒486-8686

春日井市鳥居松町5丁目44番地 春日井市総務部契約管理課

##### (ウ) 注意事項

郵送による申込みの場合は、必要書類を封筒に入れ、封筒表側には「入札参加申込書等在中」と朱書きするとともに、裏側又は表側左側下部に申込者名を記載し、書留又は簡易書留郵便により送付すること。書留又は簡易書留郵便によらないで送付された入札参加申込書は無効とする。

##### イ 持参する場合

##### (ア) 申込受付期間

令和8年5月15日（金）から同月28日（木）までの午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日等を除く。）

##### (イ) 提出先

春日井市鳥居松町5丁目44番地 春日井市総務部契約管理課

#### (2) 提出書類（各1部）

##### ア 一般競争入札参加申込書（様式1）

##### イ 誓約書（様式2）

#### (3) その他

ア 電話、ファックス及びインターネットによる受付は行わない。

イ 提出された書類は返却しない。

ウ 入札申込者数の事前公表は行わない。

## 5 入札参加資格の決定について

入札参加申込者から申込受付期間内に提出された書類を審査した結果、入札参加に必要な資格を満たしていない者については、令和8年5月29日（金）までにその旨を電話で連絡をする。電話連絡がない場合は、入札参加資格があるものとする。入札参加に必要な資格を満たしていない者は、入札に参加できないものとする。

## 6 入札による落札者決定方法及び契約について

(1) 入札においては、落札者の決定は開札後に予定価格以上で、最も入札価格の高い者を落札者として決定する。なお、最高価格の入札が2者以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。入札者がくじを引かないときは、この入札事務を担当しない職員が代行する。

### (2) 再入札

ア 第1回目の入札で落札者がいない場合は、直ちに再入札を行う。ただし、入札回数は第1回目を含め3回以内とする

イ 次のいずれかに該当する入札をした者は、再入札に参加することはできない。

(ア) 8(5)に該当する入札

(イ) 前回の入札における最高価格以下の入札

### (3) 入札日時

令和8年6月12日（金）午前11時から

### (4) 入札場所

春日井市鳥居松町5丁目44番地

春日井市役所地下1階 入札室

## 7 保証金に関する事項

### (1) 入札保証金

春日井市契約規則（昭和40年春日井市規則第6号）第11条の規定により免除する。ただし、同規則第12条の2の規定により落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、免除された入札保証金（見積もる契約金額の100分の5以上）に相当する額を違約金として納付すること。

### (2) 契約保証金

春日井市契約規則第34条に該当しない場合は、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付すること。

## 8 入札に係る注意事項

(1) 入札は、所定の入札書を使用すること。

- (2) 入札書には、ボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印すること。鉛筆及びシャープペンシルは使用しないこと。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札金額はアラビア数字を使用し、円未満の端数は記入しないこと。
- (5) 前各号に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
  - ア 一般競争入札参加申込書及び誓約書を提出していない者のした入札
  - イ 入札参加資格を有しない者のした入札
  - ウ 所定の日時まで所定の場所に到達しない入札
  - エ 入札に際して連合等による不正行為があった入札
  - オ 同一事項の入札に対し、2以上の意思表示をした入札
  - カ 入札書の入札金額及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）の確認し難いものその他主要な事項が確認できないもの
  - キ 虚偽の事実を記載した者のした入札
  - ク 他人の代理を兼ね、又は2以上の代理をした者の入札
  - ケ 委任状を持参しない代理人のした入札
  - コ 記名及び押印のない入札
  - サ 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札
  - シ 開札後に入札参加者から民法（明治29年法律第89号）第95条に基づく錯誤の申出があり、市がその錯誤の主張を認めた入札
  - ス その他担当職員があらかじめ指示した事項に違反した入札
- (6) 入札者が1者の場合も入札を実施する。

## 9 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止又は入札期日を延期することがある。

## 10 入札辞退

- (1) 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより申し出るものとする。
  - ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
  - イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札

を執行する者に直接提出して行う。

- (2) 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けるものではない。

## 11 契約書の作成の要否 要

## 12 暴力団の排除について

### (1) 契約の締結

開札の日から契約締結の日までの期間において、落札者が合意書に基づく排除措置を受けた場合は、原則として契約を締結しないものとする。

### (2) 損害の賠償

暴力団等の排除措置により生ずる損害の賠償について、合意書に基づく排除措置を受けた場合は、解除条項に基づき損害賠償を請求することがある。

### (3) 妨害又は不当要求に対する報告義務及び届出義務

契約の履行に当たり妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに市への報告をするとともに警察への被害届の提出をしなければならない。これらを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

## 13 その他

- (1) 本入札の詳細については、別紙仕様書を確認すること。
- (2) 落札者名、落札金額、入札参加者数等の入札に関する情報を春日井市ホームページ等で公表することがある。
- (3) 現物確認を希望する場合は、令和8年5月28日（木）まで（日曜日等を除く。）に行うこと。なお、下記「売却車両に関する問合せ先」に事前に連絡し、日程調整をした上で行うこと。
- (4) 公告及び別紙仕様書に記載のない事項については、春日井市契約規則及び春日井市入札者心得書によるものとする。

〈入札に関する問合せ先〉

春日井市総務部契約管理課

住所 春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話 0568-85-6267

E-mail keiyaku@city.kasugai.lg.jp

〈売却車両に関する問合せ先〉

春日井市消防本部消防救急課

住所 春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話 0568-85-6380

E-mail [syokyu@city.kasugai.lg.jp](mailto:syokyu@city.kasugai.lg.jp)